

ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関するガイドライン

平成24年5月
総務省
(平成25年6月 参照条文等現行化)

総務省は、電気通信市場における公正競争環境の確保等を通じてブロードバンドの普及促進を図る観点から、ブロードバンドの普及に係る指標の達成度合いや公正競争要件の遵守状況等について総合的に検証するため、以下のとおり「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」を運用する。

1 ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の目的

総務省は、2015年頃を目途に全世帯でのブロードバンドの利用という目標(「光の道」構想)の実現に向けて取り組むべき施策を策定した「基本方針」(2010年12月)の中で、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」合同部会の最終取りまとめに盛り込まれた措置¹について、次のような観点から、毎年度の継続的なチェックを行い、制度整備の実施後3年を目途に、その有効性及び適正性について包括的な検証を行うこととしている²。

- NTT東西における規制の遵守状況
- 料金の低廉化や市場シェア等の動向
- 「光の道」構想に関する取組状況 等

また、総務省は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。)及び日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。)に基づき、電気通信市場における公正競争確保の観点から講じてきた各種の競争セーフガード措置について、その有効性・適正性を検証し、当該措置が市場実態を的確に反映したものとするため、事業法に基づく指定電気通信設備制度及びNTT法に関連したNTTグループに係る累次の公正競争要件を定期的に検証する仕組みを「競争セーフガード制度」として運用してきた。

これらを踏まえ、情報通信審議会において、ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方に関する審議の中で、「基本方針」に掲げる毎年度の継続的なチェック

¹ 上記を受けた制度整備の一つとして、NTT東西に係る「機能分離」の実施や子会社等との一体経営への対応、業務範囲の弾力化に係る電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の改正が行われ、2011年11月より施行されている。

² 「基本方針」においては、「包括的な検証の結果、「光の道」実現への進展が十分でない場合には、更なる措置について検討を行う必要がある。特に、公正競争環境が十分に確保されていない場合には、ボトルネック設備の更なるオープン化や、構造分離・資本分離を含めたファイアーウォール規制の強化など、公正競争環境を整備するための更なる措置について検討を行う」としている。

のための新たな公正競争環境の検証の仕組み等について検討が行われた。同審議会が2011年12月に公表した答申においては、毎年度の継続的なチェックのための新たな公正競争環境の検証の仕組みについては、これまで運用してきた競争セーフガード制度及び競争評価の取組を踏まえつつ、ブロードバンドの普及促進という「基本方針」の目的や、そのために講ずるとされた措置、NTT東西の機能分離の実施等の制度整備を反映して設けるべきとされたところである。

上記情報通信審議会答申を受け、電気通信市場における公正競争の確保等を通じてブロードバンドの普及を促進する観点から、①ブロードバンドの普及に係る各種指標や関係主体による取組の状況についての定期的な検証を行うことにより、ブロードバンドの普及促進策の有効性及び適正性を確認するとともに、②現行の指定電気通信設備制度及びNTTグループに係る累次の公正競争要件に係る規制の遵守状況の検証を行うことにより、これら規制の有効性及び適正性を確保し、事業法及びNTT法の適切な運用を確保することを目的として、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」として運用する。

なお、本制度は新たな規制の導入をあらかじめ意図するものではないが、本制度の運用状況や検証結果を踏まえ、「基本方針」に掲げる包括的な検証を実施するものであり、当該包括的な検証の結果、仮に既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的課題が生じていると認められるような場合には、本制度により得られた知見等を活用しつつ、競争ルール全体の枠組みの見直し等について検討を行う。また、本制度による定期的な検証とは別に、必要に応じて公正競争確保の観点から所要の制度見直し等を実施することを妨げるものではない。

2 ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証

(1) 検証の目的

ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証は、①ブロードバンド基盤の整備率及び利用率がどの程度向上しているか、ブロードバンドサービスに係る市場環境がどの程度進展しているか、ブロードバンドサービスに係る利用環境がどの程度進展しているかといった「ブロードバンド普及状況」に加え、②ブロードバンド普及促進に向けた「関係主体の取組」について検証を行うことにより、ブロードバンド普及促進に向けた方策の有効性及び適正性について確認することを目的とする。

(2) ブロードバンド普及状況に関する検証

ア ブロードバンド基盤の整備率及び利用率に関する検証

ブロードバンド基盤の利用可能性と実際の利用状況の進展を検証するため、ブロードバンドサービスを利用可能な世帯数が全世帯数に占める割合である「基盤整備率」及びブロードバンドサービスの契約数が全世帯数に占める割合である

「基盤利用率」³を定点観測することとする。

その際、ブロードバンド⁴、超高速ブロードバンド⁵等の区分及び都道府県別の区分を設けて検証を行う。

イ ブロードバンド市場環境に関する検証

事業者間競争の進展状況を含むブロードバンドサービスに係る市場環境の変化を検証するため、ブロードバンドサービスの「契約数」、ブロードバンドサービス市場における事業者間の競争状況を示す「提供事業者数」、「市場シェア」及び「市場集中度(HHI)」を定点観測することとする。

その際、FTTH、ADSL、CATV インターネット、移動体データ通信の区分を設けて検証を行うとともに、FTTH、ADSL、CATVインターネット全体を捉えた指標についても検証を行う。また、加入者回線数(光ファイバ回線及び全回線)のシェアについても観測する。

ウ ブロードバンド利用環境に関する検証

ブロードバンドサービスに係る利用環境の変化を検証するため、ブロードバンドサービスの提供条件である「利用者料金」について、回線速度にも着目しつつ定点観測することとする。

その際、FTTH、ADSL、CATV インターネット、移動体データ通信の区分を設けて検証を行う。また、「利用者料金」の検証に当たり、「接続料」のデータについても補完的に活用する。

(3) 関係主体の取組に関する検証

ブロードバンド普及促進のためには、政府、電気通信事業者、地方公共団体といったそれぞれの関係主体が、「未整備地域における基盤の整備」、「公正競争環境の整備」、「ICT利活用の促進」の各項目に関し、様々な施策や取組を講じていくことが必要であり、これら関係主体の取組について把握・整理する。

その際、固定・移動の融合、ネットワーク・プラットフォーム・端末の各レイヤー間の関係、事業者間取引の状況についても着目しつつ、各関係主体によるブロードバンド普及促進に向けた取組の進展状況について検証を行う。

³ 移動系サービスの基盤利用率については、契約数が全人口に占める割合により算定する。

⁴ 基盤整備率及び基盤利用率の算定に当たり、「ブロードバンド」は、FTTH、DSL、CATV インターネット、3.5 世代携帯電話、3.9 世代携帯電話、FWA、地域 WiMAX、モバイル WiMAX を指すものとする。

⁵ 基盤整備率及び基盤利用率の算定に当たり、「超高速ブロードバンド」は、FTTH、下り 30Mbps 以上の CATV インターネット及び FWA、3.9 世代携帯電話、モバイル WiMAX を指すものとする。

(4) 検証結果を踏まえた総務省の対応

上記(2)及び(3)の検証結果を踏まえ、ブロードバンド普及促進の観点から包括的検証の結果を待つことなく速やかに対応すべき課題があると認められる場合、総務省は、必要に応じて情報通信審議会における審議も活用しつつ、更なるブロードバンド普及促進に向けた方策の在り方等について検討する。なお、当該検討を行う場合には、後述のNTT東西等における規制の遵守状況等に関する検証結果を踏まえ、競争促進の観点から行われる検討及び措置との間で整合性を図りつつ行うものとする。

なお、上記検証項目については、本制度の毎年度の運用状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うことがある。

3 NTT東西等における規制の遵守状況等の検証

(1) 指定電気通信設備制度に関する検証

ア 検証の目的

指定電気通信設備制度に関する検証は、関係法令に定める要件に照らして指定が適正に行われているか、指定電気通信設備の指定の対象が適正に定められているか、アンバンドル機能の対象が適正に定められているか、禁止行為に該当する行為が行われていないか等を検証し、公正競争確保のための措置が必要かつ十分でないと認められる場合には、速やかに所要の措置を講じることを目的とする。

イ 第一種指定電気通信設備に関する検証

(ア) 指定要件に関する検証

第一種指定電気通信設備の指定の要件は、事業法第33条第1項及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)第23条の2第2項及び第3項に規定されている。

当該第一種指定電気通信設備の指定が、上記規定に基づき適切に行われているか否かについて検証を行う。

(イ) 指定の対象に関する検証

第一種指定電気通信設備の指定の対象は、事業法第33条第1項及び施行規則第23条の2第4項に規定され、その具体的な設備は、平成13年総務省

告示第243号に規定されている。

当該指定の対象の妥当性について、次の考え方に基づき検証を行う。

- ① 第一種指定電気通信設備の指定は、「他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発展に欠くことのできない電気通信設備」(事業法第33条第1項)であること(いわゆる「ボトルネック性」を有すること)を要件とする。
- ② 指定の対象は、「伝送路設備及びこれと一体として設置される電気通信設備」(事業法第33条第1項)⁶であり、当該設備のボトルネック性の有無を判断するに際しては、当該設備を用いて実現する機能に着目する。
- ③ 当該設備がいかなる用途に用いられるかは、当該設備を利用する各事業者により判断されるべきものである。したがって、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者による当該設備を用いた提供役務の態様のみによりボトルネック性の有無が判断されるものではない。ただし、特定の目的にのみ用いられることが明らかである設備については、その限りではない。
- ④ 本検証に際しては、政策の予見可能性を確保する観点から、以下の2つの項目のいずれかに該当するものを「注視すべき機能」と位置付け、次年度における検証の際、特に重点を置いて検証を行うこととする。
 - (a) 検証の結果として、現時点においては指定電気通信設備として指定する要件を満たしているとは判断されないものの、市場動向等によってはボトルネック性を有する可能性があると認められる設備
 - (b) 検証の結果として、現時点においては指定電気通信設備の指定を解除するに足る合理的な理由が認められないものの、市場動向等によっては指定電気通信設備の指定を解除する可能性があると認められる設備
なお、上記(a)及び(b)により「注視すべき機能」と位置付ける場合、これにより、当該設備について事業法上の指定電気通信設備に係る法的効果が変わるものではない。
- ⑤ 上記①～④のほか、指定電気通信設備制度の趣旨に照らして合理的な範囲内で必要に応じて所要の検証を行う。

(ウ) アンバンドル機能の対象に関する検証

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、事業法第33条第4項第1号口の規定により、総務省令で定める機能(アンバンドル機能)ごとの接続料を接続約款に定めて総務大臣の認可を受けることが必要とされ、その具体的な機能は、接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第4条に規定されている。

当該アンバンドル機能の対象の妥当性について、1996年12月19日付け電気通信審議会答申「接続の基本的ルールの在り方について」、2008年3月

⁶ 指定電気通信設備の指定の対象については、プラットフォーム機能(認証・課金、QoS制御等)を含めて検証を行う。

27日付情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」及び2011年12月20付け同審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方について」において示された考え方を踏まえ、検証を行う。

ウ 第二種指定電気通信設備に関する検証

(ア) 指定要件に関する検証

第二種指定電気通信設備の指定の要件は、事業法第34条第1項及び施行規則第23条の9の2第2項及び第3項に規定されている。

当該第二種指定電気通信設備の指定が、上記規定に基づき適切に行われているか否かについて検証を行う。

(イ) 指定の対象に関する検証

第二種指定電気通信設備の指定の対象は、事業法第34条第1項及び施行規則第23条の9の2第4項に規定され、その具体的な設備は、平成14年総務省告示第72号に規定されている。

当該指定の対象の妥当性について、次の考え方に基づき検証を行う。

- ① 第二種指定電気通信設備の指定は、「他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備」(事業法第34条第1項)であることを要件とする。
- ② 上記の要件に該当するか否かについては、当該設備を用いて実現する機能に着目する。
- ③ 当該設備がいかなる用途に用いられるかは、当該設備を利用する各事業者により判断されるべきものである。したがって、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者による当該設備を用いた提供役務の態様のみにより指定の是非を判断するものではない。ただし、特定の目的にのみ用いられることが明らかである設備については、その限りではない。
- ④ 本検証に際しては、原則として、第一種指定電気通信設備の検証において行う「注視すべき機能」の検証は行わない。
- ⑤ 上記①～④のほか、指定電気通信設備制度の趣旨に照らして合理的な範囲で必要に応じて所要の検証を行う。

エ 禁止行為に関する検証

(ア) 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者であつて事業法第30条第1項及び施行規則第22条の3第2項の規定に基づき指定された電気通信事業者及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、事業法第30条第3項各号に掲げる行為⁷(以下「禁止行為」という。)をしてはならないこととされている。

このうち、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者において禁止行為に係る規制の適用を受ける事業者の指定は、上記規定に基づき総務省が定めるガイドライン「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者(移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者)の指定に当たっての基本的考え方」(平成24年4月策定)により行われており、当該ガイドラインに基づき適切に指定が行われているか否かについて検証を行う。

(イ) 指定電気通信設備制度における禁止行為規制の運用状況に関する検証

指定電気通信設備制度における禁止行為は、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(2008年3月改定。以下「共同ガイドライン」という。)において、事業法上問題となる具体的な行為の例が掲げられているところであり、事業法及び共同ガイドラインに照らし、当該禁止行為規制の運用状況について検証を行う。

(ウ) 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該電気通信事業者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社(当該電気通信事業者を除く。)に該当する電気通信事業者であつて総務大臣が指定するもの(以下「特定関係事業者」という。)との間において、事業法第31条の規定により、役員兼任が禁止されているほか、接続や電気通信業務以外の附帯的な業務について、特定関係事業者に比して不利な取扱いの禁止等の規律⁸が適用されて

⁷ 具体的には、

- 1) 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
 - 2) その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与える、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。
 - 3) 他の電気通信事業者(事業法第164条第1項に掲げる電気通信事業を営む者を含む。)又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉すること。
- の3項目が掲げられている(事業法第30条第3項第1号～第3号)。

⁸ 具体的には、

- 1) 事業法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置若しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用又は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。

いる。

上記の禁止行為規制についても、共同ガイドラインにおいて、事業法上問題となる具体的な行為の例が掲げられているところであり、事業法及び共同ガイドラインに照らし、当該禁止行為規制の運用状況について検証を行う。

オ 業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、電気通信業務等を子会社等に委託する場合、当該委託に係る業務に關し反競争的行為が行われないよう、事業法第31条第3項及び第4項の規定に従い、当該子会社等に対し適切な監督を行うこととされている。また、当該規定を遵守するために講じた措置及びその実施状況に關し施行規則第22条の8に規定する事項について、毎年、総務大臣に報告することとされている。

当該業務委託先子会社等の監督について、上記規定に基づき適切に行われているか否かについて、上記報告等に基づき共同ガイドラインにも照らしつつ検証を行う。

カ 機能分離の運用状況に関する検証

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保する観点から、接続の業務に關して知り得た情報の適正な管理等を行うため、事業法第31条第5項及び第6項並びに施行規則第22条の7の規定に従い、体制の整備その他必要な措置(いわゆる「機能分離」)を講ずることとされている。また、上記の規定を遵守するために講じた措置及びその実施状況に關し施行規則第22条の8に規定する事項について、毎年、総務大臣に報告することとされている。

当該機能分離が、上記の規定に基づき適切に行われているか否かについて、上記の報告等に基づき共同ガイドラインにも照らしつつ検証を行う。

キ 検証結果を踏まえた総務省の対応

上記イ～カの検証結果を踏まえ、総務省は、必要に応じて次の措置を速やかに講じる。

① 指定電気通信設備又はアンバンドル機能の対象について見直しが必要であると認められる場合、情報通信行政・郵政行政審議会の審議を経て、所要

-
- 2) 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理その他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。
の2項目が掲げられている(事業法第31条第2項第1号及び第2号)。

の措置を講じる。

- ② 禁止行為規制等の運用について、不適正な事案が判明した等の場合、事業法第30条第4項又は第31条第4項の規定により、当該行為の停止又は変更を命じるなど、所要の措置を講じる。

また、上記検証結果等を踏まえ、更なる競争促進を通じたブロードバンド普及促進の観点から包括的検証の結果を待つことなく速やかに対応すべき課題があると認められる場合、総務省は、必要に応じて情報通信審議会における審議も活用しつつ、所要の検討を行うものとする。

(2) 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証

ア 検証の目的

日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT等」という。)については、移動体通信業務の分離(1992年)、NTT再編成(1999年)等により公正競争確保のための構造的措置を講じ、その際、各事案に公正競争要件が課されている。

また、NTT法第2条第5項の規定により、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)は、総務大臣に事前に届け出ることにより、NTT東西の地域通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で、地域通信業務等を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務(いわゆる「活用業務」)を営むことができるが、総務大臣は、活用業務がこの範囲内で営まれると認められない場合には、同法第16条第2項の規定により、NTT東西に対し、これを是正するために必要な命令をすることができる。

なお、活用業務がこの範囲内で営まれることを確保する観点から、過去に個別事案ごとに付された認可条件等に基づいて定められた「NTT東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方」(以下「活用業務ガイドライン」という)が策定されている。

上記の活用業務ガイドライン等に基づき、NTT東西が行う公正競争確保のための措置等について、公正競争確保の観点から十分な機能を果たしているか否か、また市場実態等に則して必要十分な措置となっているか否か等について検証を行う。

イ 検証の対象

検証の対象とするNTT等に係る公正競争要件は別紙のとおりである。検証は、

次の要領で行う。

- ① 各公正競争要件について、実態上の運用面において違則行為がないか否か検証を行う。
- ② 各公正競争要件について、市場実態を踏まえ、追加的な措置が必要か否か又はその役割を終えたと認められるものがあるか否か検証を行う。
- ③ そのほか、上記①及び②に関連した所要の検証を行う。

ウ 検証結果を踏まえた総務省の対応

上記イの検証結果を踏まえ、公正競争確保の観点から問題があると認められる場合は、総務省は、NTT法第16条の規定等に基づき所要の措置を速やかに講じる。また、累次の公正競争要件のうちその役割を終えた等と認められるものは、これを見直すこととする。

なお、累次の公正競争要件の見直しについては、別紙を現行化することにより行うこととする。

また、上記検証結果等を踏まえ、更なる競争促進を通じたブロードバンド普及促進の観点から包括的検証の結果を待つことなく速やかに対応すべき課題があると認められる場合、総務省は、必要に応じて情報通信審議会における審議も活用しつつ、所要の検討を行うものとする。

4 検証の具体的手順

上記2及び3の検証は、毎年度実施することとする。その際、検証の対象となる各事項について事前に意見公募及び再意見公募を行うとともに、必要に応じて関係事業者等に説明等を求めるることとし、検証に当たっては、これを踏まえることとする。総務省は、検証結果の案について改めて意見公募を実施し、提出された意見等に対する総務省の考え方を付して、最終的な検証結果を公表するとともに、透明性確保及び政策検討の観点から、情報通信審議会へ報告するものとする。

なお、当該検証の実施に際しては、総務省が別途実施している競争評価との有機的連携を図ることとし、必要に応じて、競争評価における市場画定や評価結果などの活用を図ることとする。

5 その他

本制度は2012年度から運用することとする。なお、本制度に基づく検証の運用状況や検証結果を踏まえ、本ガイドライン(別紙を除く。)について、必要に応じて見直し

を検討するとともに、2014年度の検証に併せて「基本方針」に掲げる包括的な検証を行うこととする。

なお、本制度の運用開始に伴い、競争セーフガード制度の運用は終了することとし、本ガイドラインの策定・公表をもって「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」(平成19年7月策定・公表、平成20年7月改定)は廃止する。

別 紙

日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件

1 日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件⁹

(1)新会社¹⁰のネットワーク

新会社は、可能な限り、NTT¹¹と別個の伝送路を構築するものとし、NTTの回線を利用する場合においては、移動体系新事業者と同一の条件とする。

(2)取引条件等

NTTと新会社との間において行われる取引については、取引を通じたNTTから新会社への補助が行われないようにする。

また、NTTと新会社との間において行われる鉄塔・局舎の使用、研究開発成果の利用等の取引条件並びにNTTとの間の接続条件、事業者間精算、情報の開示等の条件については、移動体系新事業者と同一とする。

(3)NTTとの人的関係

NTTから新会社への社員の移行は、「転籍」により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないものとする。

(4)出資比率の低下

中核となる会社¹²の株式については、会社設立の5年後の上場を目指すこととし、上場の機会等をとらえNTTの出資比率を低下させるものとする。

(5)資材調達

新会社がNTTの購買力を使用することのないよう、NTTと新会社は共同資材調達を行わないものとする。

2 日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針(平成9年郵政省告示第664号)における承継会社¹³への事業の引継ぎに当たって電気通信の分野における公正な競争の確保に関し必要な事項に関する基本的な事項

- (一) 地域会社¹⁴と長距離会社¹⁵との間の役員兼任は行わないこと
- (二) 地域会社と長距離会社との間において在籍出向は行わないこと
- (三) 持株会社¹⁶及び承継会社の短期借入については、それぞれ個別に実施すること
- (四) 持株会社及び地域会社は、長距離会社と共同して資材調達を行わないこと
- (五) 地域会社と長距離会社との間の接続形態は、地域会社と他の電気通信事業者との間のものと同等にすること

⁹ 1992年4月郵政省・日本電信電話株式会社公表。

¹⁰ 現在の株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに相当する。

¹¹ 現在の日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に相当する。

¹² 2008年7月の合併前の株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに相当する。

¹³ 東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社を指す。

¹⁴ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社を指す。

¹⁵ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社を指す。

¹⁶ 日本電信電話株式会社を指す。

- (六) 地域会社と長距離会社との間の接続条件は、地域会社と他の電気通信事業者との間のものと同一とすること
- (七) 地域会社と長距離会社との間の電気通信役務の提供に関する取引条件は、地域会社と他の電気通信事業者との間のものと同一とすること
- (八) 長距離会社は、独立した営業部門を設置すること。なお、利用者の利便性維持のために地域会社が長距離会社の販売業務を受託する場合には、その条件は他の電気通信事業者との間のものと同一とすること
- (九) 地域会社と長距離会社との間で提供される顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業者との間のものと同一とすること
- (十) 持株会社及び地域会社が、長距離会社に対して行う研究成果（長距離会社が費用負担した基盤的研究に係るものを除く。）に係る情報の開示の条件は、他の電気通信事業者に対するものと同一とすること

3 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第5項に基づく認可に当たって付した条件

- 地域IP網の県間接続によるフレッツサービスの広域化（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）に対して平成15年2月認可）
 - 1 県間伝送路を自ら構築する場合は、当該県間伝送路に関して、他事業者からの要望内容を踏まえて、ダークファイバの利用に係る料金及び条件を作成し、公表すること。
 - 2 県間伝送路を自ら構築せず、他事業者等から調達する場合は、当該県間伝送路の調達先選定手続に関して、公平性・透明性を確保すること。
 - 3 地域IP網を用いた新たな県間のフレッツサービスを提供しようとする場合は、当該サービスの内容を踏まえて、必要に応じてあらためて日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に規定する活用業務として認可申請を行うこと。
- 法人向けIP電話サービスの県間伝送等に係る料金設定（NTT東西に対して平成15年10月認可）
 - 1 NTT東日本【NTT西日本】の局舎内におけるコロケーションについて、他事業者との同等性を確保する観点から、NTT東日本【NTT西日本】の法人向けIP電話サービス（仮称）の提供に用いるメディアコンバータ等の設置に際して、他事業者と同等の手続を経ること。
 - 2 利用者の電気通信番号について同番移行を行う場合は、OAB～J番号を用いてIP電話サービスを提供する他事業者との同等性を確保する観点から、加入者交換機が有する既存の番号ポータビリティの仕組みを活用すること。
 - 3 NTT東日本【NTT西日本】の法人向けIP電話サービス（仮称）に用いられる県間・国際伝送区間に係る接続事業者の選定手続について、公平性・透明性を確保すること。
 - 4 県間伝送路等をNTT東日本【NTT西日本】自ら構築する等、サービス提供の仕組みに関して、公正競争の確保に影響を及ぼし得る変更を行う場合には、あらためて日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。
- 固定電話発-050IP電話着の県間伝送に係る料金設定（NTT東西に対して平成15年10月認可）
 - 1 他事業者との同等性を確保する観点から、固定電話発-050IP電話着の通話料割引等の優遇措置を、マイライン登録においてNTT東日本【NTT西日本】を選択した利用者のみに適用する等、固定電話発-050IP電話着サービスとそれ以外の

サービスとを排他的に組み合わせた割引サービスの提供を行わないこと。

2 県間伝送路をNTT東日本【NTT西日本】自ら設置する等、サービス提供の仕組みに関して、公正競争の確保に影響を及ぼし得る変更を行う場合には、あらためて日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。

○ 固定電話発一携帯電話着の県間伝送に係る料金設定（NTT東西に対して平成16年3月認可）

1 平成17年度以降の業務について、携帯電話事業者等の設定する接続料が確定した段階で、地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれのない業務の収支の見込みを速やかに報告すること。

2 県間伝送路を東日本電信電話株式会社【西日本電信電話株式会社】自ら設置する等、サービス提供の仕組みに関して、公正競争の確保に影響を及ぼし得る変更を行う場合には、あらためて日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。

○ 集合住宅ユーザ向けIP電話サービスの県間伝送等に係る料金設定（NTT東西に対して平成16年7月認可）

1 東日本電信電話株式会社【西日本電信電話株式会社】の局舎内におけるコロケーションについて、他事業者との同等性を確保する観点から、専ら東日本電信電話株式会社【西日本電信電話株式会社】の集合住宅ユーザ向けIP電話サービス（仮称）の提供に用いるルータの設置に際して、他事業者と同等の手続を経ること。

2 利用者の電気通信番号について同番移行を行う場合は、OAB～J番号を用いてIP電話サービスを提供する他事業者との同等性を確保する観点から、加入者交換機が有する既存の番号ポータビリティの仕組みを活用すること。

3 集合ユーザ向けIP電話サービス（仮称）に関して、加入電話及びINS64の契約に関して得た加入者情報であって、他事業者が利用できないものを用いた営業活動を行わないこと。

4 集合住宅ユーザ向けIP電話サービス（仮称）に用いられる県間伝送区間に係る接続事業者の再選定に当たっては、選定手続の公平性・透明性を確保すること。

5 県間伝送路等を東日本電信電話株式会社【西日本電信電話株式会社】自ら設置する等、集合住宅ユーザ向けIP電話サービス（仮称）の提供の仕組みに関して、公正な競争の確保に影響を及ぼし得る変更を行う場合には、改めて日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。

○ 戸建て住宅ユーザ向けIP電話サービスの県間伝送等に係る料金設定（NTT東西に対して平成17年1月認可）

1 東日本電信電話株式会社【西日本電信電話株式会社】の局舎内におけるコロケーションについて、他事業者との同等性を確保する観点から、専ら東日本電信電話株式会社【西日本電信電話株式会社】の戸建て住宅ユーザ向けIP電話サービス（仮称）の提供に用いるルータの設置に際して、他事業者と同等の手続を経ること。

2 利用者の電気通信番号について同番移行を行う場合は、OAB～J番号を用いてIP電話サービスを提供する他事業者との同等性を確保する観点から、加入者交換機が有する番号ポータビリティの仕組みを活用すること。

3 戸建て住宅ユーザ向けIP電話サービス（仮称）に関して、加入電話及びINS64の契約に関して得た加入者情報であって、他事業者が利用できないものを用いた営業活動を行わないこと。

4 戸建て住宅ユーザ向けIP電話サービス（仮称）に用いられる県間伝送区間に係る接続事業者の再選定に当たっては、選定手続の公平性・透明性を確保すること。

5 県間伝送路等を東日本電信電話株式会社【西日本電信電話株式会社】自ら設置する等、戸建て住宅向けIP電話サービス（仮称）の提供の仕組みに関して、公正な競争の確保に影響を及ぼし得る変更を行う場合には、改めて日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。

○ 地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6通信に係る料金設定（NTT東西に対して平成18年11月認可）

1 西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）【東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）】と相互接続することによりIPv6通信を行う場合における中継伝送区間に係る接続事業者を選定するに当たっては、公平性・透明性を確保すること。

2 NTT西日本【NTT東日本】と相互接続することによりIPv6通信を行う場合における通信手順その他の技術的条件に関するNTT西日本【NTT東日本】との取決めについて、NTT西日本【NTT東日本】以外の電気通信事業者との相互接続に著しく支障を及ぼすものとならないことを確保すること。

3 条件1の中継伝送区間に係る伝送路を東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）【西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）】自ら設置する等、サービス提供の仕組みの変更を行い、又はNTT東日本【NTT西日本】がサービス提供サーバ（通信制御を行うために設置するものを除く。）を用いて他の電気通信事業者のエンドユーザに対してサービスを提供する等、IPv6通信に係る新たなサービスを提供する場合には、改めて日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。

○ 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定（NTT東西に対して平成20年2月認可）

（情報通信審議会答申を踏まえて整備する接続ルールとの関係）

1 東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）【西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）】は、次世代ネットワーク及びLAN型通信網に係る接続ルールの在り方に関する情報通信審議会の答申を踏まえ接続ルールが整備される場合、これに従ったネットワークのオープン化、技術的インターフェース条件等のネットワーク情報の開示、顧客からの申込み、開通工事、保守・修理、料金の請求等に対応するために必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保を図るための措置を遅滞なく講ずること。また、上記答申を踏まえ、総務大臣が申請業務に係る条件を変更し、又は新たに条件を付した場合は、当該条件に従った措置を講ずるとともに、講じた措置の内容について速やかに報告すること。

なお、次世代ネットワークに係る技術的要件については、可能な限り国際的な標準化動向と整合的なものとなるよう努めるとともに、IPv4からIPv6への移行に伴う諸課題について、ISP事業者等との積極的な協議を行うこと。

（県間伝送路等に係る公正競争要件）

2 NTT東日本【NTT西日本】は、県間伝送路を自ら構築する場合は、他事業者からの要望内容を踏まえて、当該県間伝送路の利用に係る料金その他の提供条件を作成し、公表すること。また、当該県間伝送路を自ら構築せず、他事業者等から調達する場合は、当該県間伝送路の調達先選定手続に関して、公平性・透明性を確保すること。

（NTT西日本【NTT東日本】との相互接続に係る公正競争要件）

3 NTT東日本【NTT西日本】は、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）【東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）】と相互接続することにより申請業務を行う場合における中継伝送区間に係る接続事業者を選定するに当たっては、公平性・透明性を確保すること。また、当該接続により申請業務を行

う場合における通信手順その他の技術的条件に関するNTT西日本【NTT東日本】との取決めについて、NTT西日本【NTT東日本】以外の電気通信事業者との相互接続に支障を及ぼすものとならないことを確保すること。

(加入者情報の流用防止)

- 4 NTT東日本【NTT西日本】は、申請業務に関して、加入電話及びINS64の契約に関する得た加入者情報であって、他事業者が利用できないものを用いた営業活動を行わないこと。あわせて、申請業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、当該子会社等が上述の情報を用いた営業活動を行わないよう管理すること。

(自己の関係会社とコンテンツ提供事業者等との公平な取扱い)

- 5 NTT東日本【NTT西日本】は、コンテンツ配信向けサービス及びこれに係る帯域確保型サービス並びに地上デジタル放送IP再送信向けサービスの提供並びにISP事業者との接続に当たっては、自己の関係会社と他のコンテンツ提供事業者等及びISP事業者とを公平に取り扱うこと。

(コンテンツ配信向けサービスに係る技術的インターフェース等の共通化等の検討)

- 6 NTT東日本【NTT西日本】は、コンテンツ配信向けサービスの提供を受けるコンテンツ提供事業者と、NTT東日本【NTT西日本】と接続したISP事業者を経由してコンテンツ配信を行うコンテンツ提供事業者とを公平に取り扱えるよう、技術的インターフェース等の共通化等について検討を行い、その検討結果を遅滞なく報告すること。

(サービス内容等の変更に伴う認可申請)

- 7 NTT東日本【NTT西日本】は、条件3の中継伝送区間に係る伝送路をNTT東日本【NTT西日本】自ら設置する等、サービス提供の仕組みの変更を行い、又はNTT東日本【NTT西日本】が次世代ネットワーク若しくはLAN型通信網を用いた新たな県間のサービスを提供する場合には、改めて日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。

○ 次世代ネットワークを利用したIP電話サービスの県間役務提供・料金設定（NTT東西に対して平成20年2月認可）

(情報通信審議会答申を踏まえて整備する接続ルールとの関係)

- 1 東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）【西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）】は、次世代ネットワーク及びLAN型通信網に係る接続ルールの在り方に関する情報通信審議会の答申を踏まえ接続ルールが整備される場合、これに従ったネットワークのオープン化、技術的インターフェース条件等のネットワーク情報の開示、顧客からの申込み、開通工事、保守・修理、料金の請求等に対応するために必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保を図るために措置を遅滞なく講ずること。また、上記答申を踏まえ、総務大臣が申請業務に係る条件を変更し、又は新たに条件を付した場合は、当該条件に従った措置を講ずるとともに、講じた措置の内容について速やかに報告すること。

なお、次世代ネットワークに係る技術的要件については、可能な限り国際的な標準化動向と整合的なものとなるよう努めるとともに、IPv4からIPv6への移行に伴う諸課題について、ISP事業者等との積極的な協議を行うこと。

(県間伝送路等に係る公正競争要件)

- 2 NTT東日本【NTT西日本】は、県間伝送路を自ら構築する場合は、他事業者からの要望内容を踏まえて、当該県間伝送路の利用に係る料金その他の提供条件を作成し、公表すること。また、当該県間伝送路を自ら構築せず、他事業者等から調達する場合は、当該県間伝送路の調達先選定手続に関して、公平性・透明性を確保すること。

(NTT西日本【NTT東日本】との相互接続に係る公正競争要件)

- 3 NTT東日本【NTT西日本】は、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」

という。)【東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)】と相互接続することにより申請業務を行う場合における中継伝送区間に係る接続事業者を選定するに当たっては、公平性・透明性を確保すること。また、当該接続により申請業務を行う場合における通信手順その他の技術的条件に関するNTT西日本【NTT東日本】との取決めについて、NTT西日本【NTT東日本】以外の電気通信事業者との相互接続に支障を及ぼすものとならないことを確保すること。

(加入者情報の流用防止)

4 NTT東日本【NTT西日本】は、申請業務に関して、加入電話及びINS64の契約に関して得た加入者情報であって、他事業者が利用できないものを用いた営業活動を行わないこと。あわせて、申請業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、当該子会社等が上述の情報を用いた営業活動を行わないよう管理すること。

(IP電話サービスに係る番号ポータビリティの確保等)

5 NTT東日本【NTT西日本】は、IP電話サービスの提供に際し、自社の加入電話(ISDNを含む。)の利用者の電気通信番号について自社のIP電話サービスへの同番移行を行う場合は、OAB～J番号IP電話サービスを提供する他事業者との同等性を確保する観点から、加入者交換機が有する番号ポータビリティの仕組みを活用すること。あわせて、OAB～J番号IP電話サービスにおける利用者利便の向上及び公正競争確保の観点から、自社のIP電話サービスと他事業者のOAB～J番号IP電話サービスとの間で相互に同番移行が可能となるような番号ポータビリティの仕組みの実現性について検討を行い、その検討結果を遅滞なく報告すること。

(サービス内容等の変更に伴う認可申請)

6 NTT東日本【NTT西日本】は、条件3の中継伝送区間に係る伝送路をNTT東日本【NTT西日本】自ら設置する等、サービス提供の仕組みの変更を行い、又はNTT東日本【NTT西日本】が次世代ネットワーク若しくはLAN型通信網を用いた新たな県間のサービスを提供する場合には、改めて日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。

○ イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定(NTT東西に対して平成20年2月認可)

(情報通信審議会答申を踏まえて整備する接続ルールとの関係)

1 東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)【西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)】は、次世代ネットワーク及びLAN型通信網に係る接続ルールの在り方に関する情報通信審議会の答申を踏まえ接続ルールが整備される場合、これに従ったネットワークのオープン化、技術的インターフェース条件等のネットワーク情報の開示、顧客からの申込み、開通工事、保守・修理、料金の請求等に対応するために必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保を図るために措置を遅滞なく講ずること。また、上記答申を踏まえ、総務大臣が申請業務に係る条件を変更し、又は新たに条件を付した場合は、当該条件に従った措置を講ずるとともに、講じた措置の内容について速やかに報告すること。

なお、次世代ネットワークに係る技術的要件については、可能な限り国際的な標準化動向と整合的なものとなるよう努めるとともに、IPv4からIPv6への移行に伴う諸課題について、ISP事業者等との積極的な協議を行うこと。

(県間伝送路等に係る公正競争要件)

2 NTT東日本【NTT西日本】は、県間伝送路を自ら構築する場合は、他事業者からの要望内容を踏まえて、当該県間伝送路の利用に係る料金その他の提供条件を作成し、公表すること。また、当該県間伝送路を自ら構築せず、他事業者等から調達する場合は、当該県間伝送路の調達先選定手続に関して、公平性・透明性を確保すること。

(NTT西日本【NTT東日本】との相互接続に係る公正競争要件)

3 NTT東日本【NTT西日本】は、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）【東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）】と相互接続することにより申請業務を行う場合における中継伝送区間に係る接続事業者を選定するに当たっては、公平性・透明性を確保すること。また、当該接続により申請業務を行う場合における通信手順その他の技術的条件に関するNTT西日本【NTT東日本】との取決めについて、NTT西日本【NTT東日本】以外の電気通信事業者との相互接続に支障を及ぼすものとならないことを確保すること。

(加入者情報の流用防止)

4 NTT東日本【NTT西日本】は、申請業務に関して、加入電話及びINS64の契約に関して得た加入者情報であって、他事業者が利用できないものを用いた営業活動を行わないこと。あわせて、申請業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、当該子会社等が上述の情報を用いた営業活動を行わないよう管理すること。

(サービス内容等の変更に伴う認可申請)

5 NTT東日本【NTT西日本】は、条件3の中継伝送区間に係る伝送路をNTT東日本【NTT西日本】自ら設置する等、サービス提供の仕組みの変更を行い、又はNTT東日本【NTT西日本】が次世代ネットワーク若しくはLAN型通信網を用いた新たな県間のサービスを提供する場合には、改めて日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。

○次世代ネットワークを利用したエンド—エンド通信の県間役務提供（NTT東西に対して平成23年7月認可）

1 今後、貴社の次世代ネットワークのみが実装する機能と併せて提供される等、申請内容が変更される場合、電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ等を判断する必要が生じることから、改めて日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第5項に基づく認可申請を行うこと

4 「NTT東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方」（NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン）におけるNTT東西が活用業務を電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置

1 ネットワークのオープン化

NTT東西が活用業務を営むために構築する新たなネットワーク設備又は機能について、当該設備が第一種指定電気通信設備に指定されている場合においては接続ルールに従ったオープン化を行うとともに、接続ルールでカバーされていない場合であっても、競争事業者が同様の業務を営むために当該設備又は機能が必要不可欠であると認められる場合には、競争事業者との同等性を確保するため、当該設備又は機能について、接続等の迅速性、公平性を確保すること。

具体的には、当該設備を自ら構築する場合において、その時点で当該設備が第一種指定電気通信設備に指定されていない場合や当該機能をアンバンドル化することが義務付けられていない場合であっても、NTT東西は、機能のアンバンドル化、適正な原価に基づき算定された接続料の設定、コロケーションに必要な場所等の提供といった措置を講ずること。

なお、必ずしも競争事業者が同様の業務を営むために必要不可欠とまでは認められない場合であっても、県間伝送路を自ら構築するときは、競争事業者からの要望内容を踏まえ、当該設備の利用に係る料金その他の提供条件を作成し、公表すること。

また、NTT東西が活用業務を営むために県間のネットワーク設備等を他の電気通信事業者から調達する場合においては、接続事業者の選定を含む当該調達手続の透明性・公平性を確保すること。

さらに、活用業務を営むに当たり、NTT東西が既に構築した第一種指定電気通信設備に係る接続約款の変更を予定している場合には、当該変更の概要を作成し、開示すること。

2 ネットワーク情報の開示

NTT東西は、NTT東西の活用業務と同様の業務を営む又は営もうとする競争事業者にとって必要不可欠なハード（端末設備を含む。）又はソフトの技術的要件について、可能な限り国際的な標準化動向と整合的なものとなるよう努めるとともに、その技術的インターフェース等のネットワークに関する情報を迅速かつ合理的な価格（又は無償）で提供すること。

また、競争事業者のサービス提供に影響を及ぼし得るネットワークの変更を行う場合には、当該変更に先立ち、そのネットワーク情報を事前に開示すること。

その際、開示すべき情報の内容、時期及び方法については、接続約款における技術的条件の記載や網機能計画の届出に準じて行うこと。

3 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

NTT東西は、NTT東西の活用業務と同様の業務を営む又は営もうとする競争事業者が、顧客からの申込み、開通工事、保守・修理、料金の請求等に対応するために必要不可欠な情報を、NTT東西が活用業務を営む場合と同等の条件で迅速かつ合理的な価格により入手、利用することを可能とすること。

この際、NTT東西が保有している又は新たに構築するOSS（オペレーション・サポート・システム）を活用業務に利用することとなる場合であって、競争事業者が同様の業務を営むために当該OSSの利用が必要不可欠である場合には、自らが利用する場合と同等の条件で競争事業者が当該OSSを利用可能とすること。

4 営業面でのファイアーウォール

NTT東西は、独占的業務を通じて獲得した膨大な顧客情報や、接続の業務に関して知り得た他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を、活用業務に関する市場において用いる可能性がある。このため、競争事業者がNTT東西の活用業務と同様の業務を営む際に、当該情報をNTT東西と同等の条件で利用できること又はNTT東西が競争事業者の業務を妨害する営業活動を行うことにより、公正な競争が阻害されることのないよう、営業面でのファイアーウォールを確保すること。

例えば、加入電話やINS64といった独占的業務において獲得した顧客情報について、電話帳に記載されているため他の電気通信事業者も利用可能である等、相当な理由があるときを除き、これを活用業務に関する営業活動に用いる等、当該情報の本来の収集目的以外の目的に流用されることを防止するため、顧客情報を厳格に維持・管理するための措置を講ずること。

また、活用業務と既存のサービスのバンドルサービスの提供を行う際は、公正競争を阻害するおそれが生じないための十分な措置を講ずること。

なお、NTT東西が活用業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールが確保されることを実効的に担保すること。

5 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）

NTT東西は、活用業務と独占的な既存の業務との間の内部相互補助を厳格に防止するために会計を分離するとともに、両者の間のコスト配分の考え方を明らかにすること。

会計の分離に当たっては、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）に準じた配賦計算により分計することを基本とすること。

また、活用業務に係る利用者料金がネットワークコスト及び営業費（顧客獲得に要する費用を除く。）の合計額を下回るなど競争阻害的な料金で提供されていないことを客観的に検証可能とすること。

なお、NTT東西が活用業務に係る営業活動等12を子会社等に委託する場合にあっては、当該営業活動等※に係る費用の配賦の考え方を明らかにすること。

※「等」には、保守・工事が含まれる。

6 関連事業者の公平な取扱い

活用業務を営むに当たり、NTT東西が資本関係や自己のサービスの利用の有無等を理由に特定の事業者のみを不当に有利に又は不利に取り扱うことのないよう、NTT東西において、コンテンツ提供事業者やISP事業者その他の電気通信事業者等との提携条件等を公表する等、関連する事業者の取扱いに関する公平性を確保し、透明性を高めること。

また、NTT東西が、活用業務を営むに当たり、他の市場支配的な電気通信事業者との連携によりサービスを提供することを予定している場合においては、当該連携の概要について明らかにするとともに、他の市場支配的な電気通信事業者とは別個の設備を構築すること、排他的な共同営業を行わないこと、当該連携に係る技術的条件に関する取決めが競争事業者との相互接続に支障を及ぼすものとはならないことを確保すること等、競争事業者との実質的な公平性を確保するための措置を講ずること。

さらに、競争事業者がNTT東西の活用業務と同種の業務を営む際に、NTT東西の保有する設備等の使用が必要不可欠である場合においては、NTT東西は、事前の情報開示等により活用業務を開始する時点までに競争事業者がNTT東西と同等の条件で同種の業務の提供が可能となるような環境を整備するための措置を講ずること、番号ポータビリティについて競争事業者と同等の仕組みを活用すること、NTT東西の局舎内におけるコロケーションについて第一種指定電気通信設備に指定されていない設備の設置に際し競争事業者と同等の手続を経ること等、競争事業者との間における同等性を確保するための措置を講ずること。

7 実施状況等の報告

NTT東西は、上記の1～6の各種措置が適切に講じられていることを確保するため、その実施状況並びに活用業務の収支状況及び利用状況について、毎年、総務大臣に報告するとともに、経営上の秘密に属する等の理由により公表することが困難である事項を除き公表すること。

ただし、公表することが困難であると判断した事項については、その理由を具体的に示すこと。

参考

NTT東西等における規制の遵守状況等の検証に係る参照条文等

○日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）

（目的）

- 第一条 日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする。
- 2 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「地域会社」という。）は、地域電気通信事業を経営することを目的とする株式会社とする。

（事業）

- 第二条 会社は、その目的を達成するため、次の業務を営むものとする。
- 一 地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使をすること。
 - 二 地域会社に対し、必要な助言、あつせんその他の援助を行うこと。
 - 三 電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うこと。
 - 四 前三号の業務に附帯する業務
- 2 会社は、前項の業務を営むほか、その目的を達成するために必要な業務を営むことができる。この場合において、会社は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。
- 3 地域会社は、その目的を達成するため、次の業務を営むものとする。
- 一 それぞれ次に掲げる都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務省令で別に定める区域。以下同じ。）において行う地域電気通信業務（同一の都道府県の区域内における通信を他の電気通信事業者の設備を介すことなく媒介することのできる電気通信設備を設置して行う電気通信業務をいう。以下同じ。）
 - イ 東日本電信電話株式会社にあつては、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県
 - ロ 西日本電信電話株式会社にあつては、京都府及び大阪府並びにイに掲げる県以外の県
 - 二 前号の業務に附帯する業務
- 4 地域会社は、次の業務を営むことができる。この場合において、地域会社は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。
- 一 前項に掲げるもののほか、地域会社の目的を達成するために必要な業務
 - 二 それぞれ前項第一号により地域電気通信業務を営むものとされた都道府県の区域以外の都道府県の区域において行う地域電気通信業務
- 5 地域会社は、前二項に規定する業務のほか、第三項に規定する業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で、同項に規定する業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことができる。この場合において、地域会社は、総務省令で定めるところにより、

あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

(監督)

- 第十六条 会社及び地域会社は、総務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。
- 2 総務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社及び地域会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

○電気通信事業法（昭和59年法律第86号）

（禁止行為等）

第三十条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、第三十四条第二項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者について、当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る最近一年間における収益の額の、当該電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内におけるすべての同種の電気通信役務の提供の業務に係る当該一年間における収益の額を合算した額に占める割合が総務省令で定める割合を超える場合において、当該割合の推移その他の事情を勘案して他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため必要があると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を第三項から第五項までの規定の適用を受ける電気通信事業者として指定することができる。

- 2 総務大臣は、前項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは、当該指定を解除しなければならない。
- 3 第一項の規定により指定された電気通信事業者及び第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - 一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
 - 二 その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。
 - 三 他の電気通信事業者（第百六十四条第一項各号に掲げる電気通信事業を営む者を含む。）又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉すること。
- 4 総務大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、第一項の規定により指定された電気通信事業者又は第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。
- 5 (略)

第三十一条 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が法人であるときは、その役員は、その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。第三項において同じ。）又は総社員の議決権の過半数を当該電気通信事業者が有する会社（以下この条において「子会社」という。）、当該電気通信事業者を子会社とする親法人（同法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。以下この項及び第八十七条第一項第三号イにおいて同じ。）又は当該親法人の子会社（当該電気通信事業者を除く。）に該当する電気通信事業者であつて総務大臣が指定するもの（以下「特定関係事業者」という。）の役員を兼ねてはならない。

- 2 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（法人である場合に限る。以下この条において同じ。）は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、総務省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
 - 一 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置若しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用又は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。
 - 二 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理その他の電気通

信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。

- 3 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、電気通信業務又はこれに付随する業務の全部又は一部を子会社に委託する場合には、当該委託に係る業務に関し前条第三項各号に掲げる行為及び前項各号に掲げる行為（同項ただし書の理由があるときにおいて行われる行為を除く。次項において同じ。）が行われないよう、当該委託を受けた子会社に対し必要かつ適切な監督を行わなければならぬ。この場合において、当該電気通信事業者及びその一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を有する他の会社は、当該電気通信事業者の子会社とみなす。
- 4 総務大臣は、第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が第二項各号に掲げる行為を行つていると認めるとき、又は前項前段の委託を受けた子会社（同項後段の規定により当該電気通信事業者の子会社とみなされた会社を含む。以下この項において同じ。）が前条第三項各号に掲げる行為若しくは第二項各号に掲げる行為を行つていると認めるときは、当該電気通信事業者に対し、同項各号に掲げる行為の停止若しくは変更を命じ、又は当該委託を受けた子会社による同条第三項各号に掲げる行為若しくは第二項各号に掲げる行為を停止させ、若しくは変更させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 5 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため、総務省令で定めるところにより、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報を適正に管理し、かつ、当該接続の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他措置を講じなければならない。
- 6 前項に規定する体制の整備その他必要な措置は、次に掲げる次項を含むものでなければならない。
 - 一 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備（これと一体として設置される電気通信設備を含む。）の設置、管理及び運営並びにこれらに付随する業務を行う専任の部門（次号及び第三号において「設備部門」という。）を置くこと。
 - 二 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報の管理責任者を設備部門に置くこと。
 - 三 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務の実施状況を監視する部門を設備部門とは別に置くこと。
- 7 (略)

(第一種指定電気通信設備との接続)

第三十三条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、全国の区域を分けて電気通信役務の利用状況及び都道府県の区域を勘案して総務省令で定める区域ごとに、その一端が利用者の電気通信設備（移動端末設備（利用者の電気通信設備であつて、移動する無線局の無線設備であるものをいう。次条第一項において同じ。）を除く。）と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備の電気通信回線の数の、当該区域内に設置されるすべての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該区域において当該電気通信事業者がこれと一体として設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備として指定することができる。

- 2・3 (略)
- 4 総務大臣は、第二項（第十六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下こ

の項、第六項、第九項、第十項及び第十四項において同じ。) の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第二項の認可をしなければならない。

- 一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。
 - イ 他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所における技術的条件
 - ロ 総務省令で定める機能ごとの接続料
- ハ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及びこれとその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項
- 二 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別
- ホ イからニまでに掲げるもののほか、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項
- 二 接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。
- 三 接続条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。
- 四 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

5～18 (略)

(第二種指定電気通信設備との接続)

第三十四条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、その一端が特定移動端末設備(総務省令で定める移動端末設備をいう。以下この項において同じ。)と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として指定することができる。

2～8 (略)

○電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）

（禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定等）

第二十二条の三 法第三十条第一項の規定による指定及び同条第二項の規定による指定の解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及び指定の解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

2 法第三十条第一項の総務省令で定める割合は、四分の一とする。この場合において、法第三十四条第二項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。）と同一の区域内におけるすべての同種の電気通信役務の提供の業務に係る収益の額を合算した額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 当該電気通信事業者が設置する当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る収益の額
- 二 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致する部分については、その都道府県の区域内において同種の電気通信役務を提供している電気通信事業者（前号の電気通信事業者を除く。）のすべてについてイに掲げる額に口に掲げる割合を乗じた額を計算し、これらを合算した額
 - イ 当該電気通信事業者の業務区域において当該電気通信事業者が提供する同種の電気通信役務の提供の業務に係る収益の額
 - ロ 当該電気通信事業者が提供する同種の電気通信役務に係る第二十三条の九の二第二項に規定する特定移動端末設備の、当該電気通信事業者の業務区域における総数に占める当該都道府県における数の割合
- 三 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致しない部分については、当該部分が属する都道府県の区域内において同種の電気通信役務を提供している電気通信事業者（第一号の電気通信事業者を除く。）のすべてについて前号イに掲げる額に同号ロに掲げる割合と当該都道府県の人口に占める当該部分の人口の割合を乗じた額を計算し、これらを合算した額

（特定関係事業者の指定及びその解除）

第二十二条の五 法第三十一条第一項の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

（体制の整備等）

第二十二条の七 法第三十一条第五項の規定により第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が講じなければならない体制の整備その他必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 一 第一種指定電気通信設備（これと一体として設置される電気通信設備を含む。）の設置、管理及び運営並びにこれらに付随する業務を行う専任の部門（本条において「設備部門」という。）を置くものであること。
- 二 設備部門の長は、役員をもつてこれに充てることとするものであること。
- 三 設備部門の長その他の当該部門の業務に従事する者は、設備部門以外の部門の長その他の当該部門の業務に従事する者の職務を兼ねることができないこととするものであること。ただし、支店その他の事業所（商業登記簿に登記した支店及び当該支店の業務を統括する事業所に限る。以下この号において同じ。）を設置する場合にあつては、支店その他の事業所の長が、当該支店その他の事業所において設備部門の業務に従事する者の職務と当該部門以外の部門の業務に従事する者の職務とを兼ねることについては、この限りではない。

- 四 設備部門の業務の用に供する室と設備部門以外の部門の業務の用に供する室とを区分するものであること。
- 五 設備部門に第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報（本条及び次条において「接続関連情報」という。）の管理の用に供するシステムとして次に掲げる要件を満たすことが確保されたものを構築するものであること。
- イ 接続の業務の用に供する目的以外の目的のために接続関連情報を取り扱うことができないものであること。
 - ロ 必要に応じて区分された接続関連情報ごとにそれぞれ当該区分された接続関連情報を利用又は提供するために入手することができる者として特定された者のみが当該情報を入手することができるものであること。
 - ハ 当該システムを使用して接続関連情報を入手した者を識別することができる事項、当該者が入手した接続関連情報の内容及び当該情報を入手した日時を記録し、これを保存するものであること。
- 六 接続関連情報の入手、利用、提供その他の接続関連情報の取扱いについてこれを適正なものとするために設備部門の業務に従事する者（当該業務に従事していた者を含む。）が遵守すべき規程を作成することであること。
- 七 前号の規定により作成する規程を遵守させるため、設備部門の業務に従事する者に對し必要な研修を実施するものであること。
- 八 設備部門に接続関連情報の管理責任者（本条において「情報管理責任者」という。）を置くものであること。
- 九 情報管理責任者は、設備部門の長をもつてこれに充てることとするものであること。
- 十 情報管理責任者をして、第六号の規定により作成する規程が設備部門の業務に従事する者によつて遵守されるよう、接続関連情報の取扱いを管理させるものであること。
- 十一 設備部門をして、第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備とを接続するために当該事業者との間において実施した法第三十三条第二項の規定に基づき認可を受け若しくは同条第七項の規定に基づき届け出た接続約款又は同条第十項の規定に基づき認可を受けて締結した接続に関する協定に基づく手続の実施の経緯及び当該接続の条件を記録し、これを保存せることであること。
- 十二 設備部門をして、第一種指定電気通信設備を用いた電気通信役務を提供するため設備部門と設備部門以外の部門との間において実施した手続の実施の経緯及び当該第一種指定電気通信設備を用いるための条件を記録し、これを保存せることであること。
- 十三 第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務の実施状況を監視する部門（本条において「監視部門」という。）を設備部門とは別に置くものであること。
- 十四 監視部門をして、第十一号の規定により記録された手続の実施の経緯及び条件の内容が同号の接続約款又は接続に関する協定の規定によるものであるかどうか、並びに第十二号の規定により記録された手続の実施の経緯及び条件の内容が当該接続約款又は接続に関する協定の規定に準ずるものであるかどうかについて監視せることであること。
- 十五 監視部門をして、設備部門における接続関連情報の取扱いが適正であるかどうかについて監視せることであること。
- 十六 監視部門をして、前二号の規定により行わせた監視の結果を取締役会その他の業務執行を決定する機関に報告せることであること。

（禁止行為等の規定の遵守のために講じた措置等に関する報告）

第二十二条の八 法第三十一条第七項の規定による報告をしようとする者は、毎事業年度

経過後三月以内に、様式第十六の報告書に、当該事業年度に係る次の事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 法第三十一条第三項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項

イ 電気通信業務又はこれに付随する業務の全部又は一部を子会社（法第三十一条第一項に規定する子会社（同条第三項後段の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下この号において同じ。）に委託した場合における当該子会社（以下この号において「監督対象子会社」という。）ごとの次に掲げる事項

- (1) 監督対象子会社の名称
- (2) 監督対象子会社に委託した業務の内容及び当該業務ごとの委託額
- (3) 監督対象子会社が委託を受けた業務を再委託した場合はその旨
- (4) 監督対象子会社の総株主（法第三十一条第一項に規定する総株主をいう。）又は総社員の議決権に占める自己及び子会社の有する議決権の割合
- (5) 自己の役職員であつて監督対象子会社の役員を兼ねている者がいる場合は当該者の役職及び当該監督対象子会社における役職

ロ 監督対象子会社ごとの、当該会社が法第三十条第三項各号及び第三十一条第二項各号に掲げる行為を行わないよう、当該会社に対して行つた監督の方法及びその実施状況

ハ 監督対象子会社ごとの、当該会社に委託をした業務に関する法第三十条第三項各号及び第三十一条第二項各号に掲げる行為の有無及び当該行為があつた場合にはその内容

三 法第三十一条第五項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項

イ 前条第一号から第三号まで、第八号、第九号及び第十三号の規定により整備した体制

ロ 前条第四号の規定により区分した室の配置

ハ 前条第五号の規定により構築したシステムの概要

ニ 前条第六号の規定により作成した規程

ホ 前条第七号の規定により実施した研修の内容

ヘ 前条第十号の規定により実施した管理の内容

ト 前条第十一号及び第十二号の規定により記録した手続の実施の経緯及び条件の概要

チ 前条第十四号及び第十五号の規定により行つた監視の結果

リ 前条第十四号の規定により行つた監視の結果、同条第十二号の規定により記録した手続の実施の経緯又は条件の内容が同条第十一号の接続約款又は接続に関する協定の規定に準ずるものでない場合において、手續又は条件を是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じなかつたときはその理由

ヌ 前条第十五号の規定により行つた監視の結果、接続関連情報の取扱いが適正でない場合において、当該取扱いを是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じなかつたときはその理由

ル イからヌまでの措置のほか、法第三十一条第五項の規定に基づき、他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するために講じた措置がある場合には、その内容

(第一種指定電気通信設備の基準等)

第二十三条の二 法第三十三条第一項の指定は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定を受けることとなる設備を設置する電気通信事業者にその

旨を通知するものとする。

- 2 法第三十三条第一項の総務省令で定める区域（以下「単位指定区域」という。）は、都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域）とする。
- 3 法第三十三条第一項の総務省令で定める割合は、固定端末系伝送路設備及び固定端末系伝送路設備以外の伝送路設備の別に計算し、固定端末系伝送路設備について二分の一とする。この場合において、電気通信回線の数は、電気通信回線の使用用途、周波数帯域の幅、伝送速度又は芯線数等にかかわらず、一の回線につき一とする。
- 4 法第三十三条第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
 - 一 符号（電気通信役務の制御又は端末の認証等を行うための信号（以下単に「信号」という。）を除く。）、音響若しくは映像の交換、編集若しくは変換又は通信路の設定（以下「交換等」という。）の機能を有する電気通信設備（以下「交換等設備」という。）であつて次に掲げるもの
 - イ 固定端末系伝送路設備を直接収容するもの（以下「第一種指定端末系交換等設備」という。）
 - ロ 第一種指定端末系交換等設備以外の交換等設備であつて、当該単位指定区域内における通信を行うもの（以下「第一種指定中継系交換等設備」という。）
 - 二 伝送路設備であつて次に掲げるもの
 - イ 第一種指定端末系交換等設備が設置されている建物（以下「第一種指定市内交換局」という。）間に設置される伝送路設備（以下「第一種指定市内伝送路設備」という。）
 - ロ 第一種指定市内交換局と、第一種指定中継系交換等設備が設置されている建物（以下「第一種指定中継交換局」という。）との間に設置される伝送路設備（以下「第一種指定中継系伝送路設備」という。）
 - 三 第一種指定端末系伝送路設備及び前二号の設備により提供される電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御及び端末の認証等を行うための設備
 - 四 前三号に掲げるもののほか、交換等設備、伝送路設備又は端末設備であつて当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なもの

（第二種指定電気通信設備の基準等）

第二十三条の九の二 法第三十四条第一項の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

- 2 法第三十四条第一項の総務省令で定める移動端末設備（以下「特定移動端末設備」という。）は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う移動する無線局の無線設備とする。
- 3 法第三十四条第一項の総務省令で定める割合は、十分の一とし、前年度末及び前々年度末における割合の合計を二で除して計算する。この場合において、同項の同一の電気通信事業者が設置する伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。）と同一の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数は、次に掲げる数の合計数とする。
 - 一 当該電気通信事業者が設置する当該伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数
 - 二 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致する部分については、その都道府県の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備（前号の伝送路設備を除く。）に接続される特定移動端末設備の数
 - 三 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致しない部分については、当該部分の属

する都道府県の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備（第一号の伝送路設備を除く。）に接続される特定移動端末設備の数に、当該都道府県の人口に占める当該部分の人口の割合を乗じた数

- 4 法第三十四条第一項の当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
 - 一 符号（信号を除く。）、音響若しくは影像の交換又は編集の機能を有する電気通信設備（以下この項において「交換設備」という。）であつて次に掲げるもの
 - イ 特定移動端末設備と接続される伝送路設備を直接収容するもの（以下「第二種指定端末系交換設備」という。）
 - ロ 第二種指定端末系交換設備以外の交換設備であつて業務区域内における特定移動端末設備との通信を行うもの（以下「第二種指定中継系交換設備」という。）
 - 二 伝送路設備であつて次に掲げるもの
 - イ 特定移動端末設備へ電波を送り、又は特定移動端末設備から電波を受ける無線局の無線設備（以下「第二種指定端末系無線基地局」という。）
 - ロ 第二種指定端末系無線基地局と、第二種指定端末系交換設備が設置されている建物（以下「第二種指定端末系交換局」という。）との間に設置される伝送路設備
 - ハ 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備が設置されている建物との間に設置される伝送路設備
 - 三 前二号の設備により提供される電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御及び端末の認証等を行うための設備
 - 四 前三号に掲げるもののほか、交換設備、伝送路設備又は端末設備であつて、当該設備との適正かつ円滑な接続を確保すべきもの

○接続料規則（平成12年郵政省令第64号）

（機能）

第四条 法第三十三条第四項第一号の総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。

機能の区分		内容	対象設備
一 端 末 回 線 伝 送 機 能	一般 帯域透 過端末回線 伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信 号伝送用の電話回線と同等のものであつ て、当該設備の一部に光信号伝送用の回線 を設置していないものに限る。)により通 信を伝送する機能(分割した帯域の一部の みを利用して伝送するもの、基地局設備 (端末設備との間の伝送において電波を 使用するものをいう。以下この項におい て同じ。)との間を伝送するもの及び特別帶 域透過端末回線伝送機能を除く。)	第一種指定端末系伝送路設 備(アナログ信号伝送用の 電話回線と同等のものに限 る。)(加入者側終端装置及 び第一種指定端末系交換等 設備との間等に設置される 伝送装置等を除く。)
	特別 帯域透 過端末回線 伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信 号伝送用の電話回線と同等のものであつ て、当該設備の一部に光信号伝送用の回線 を設置していないものに限る。)により通 信を伝送する機能(分割した帯域の一部の みを利用して伝送するもの、基地局設備と の間を伝送するもの及び線点近傍の電 柱等から第一種指定市内交換局までの間 を伝送するものを除く。)	
	帯域分割端 末回線伝送 機能	第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信 号伝送用の電話回線と同等のものに限 る。)により通信を伝送する機能(分割し た帯域の一部のみを利用して伝送するも のに限る。)	
	基地局設備 用端末回線 伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信 号伝送用の電話回線と同等のものに限 る。)により通信を伝送する機能(基地局 設備との間を伝送するものに限る。)	第一種指定端末系伝送路設 備(アナログ信号伝送用の 電話回線と同等のもの及び 交換機に回線を終端するた めの装置により構成される ものに限る。)(加入者側終 端装置及び第一種指定端 末系交換等設備との間等に設 置される伝送装置等を除 く。)
	光信号端末 回線伝送機 能	第一種指定端末系伝送路設備(光信号伝送 用の回線(加入者側終端装置及び第一種指 定端末系交換等設備との間等に設置され る伝送装置等を除く。)に限る。)により通 信を伝送する機能	第一種指定端末系伝送路設 備(光信号伝送用の回線(加 入者側終端装置及び第一種 指定端末系交換等設備との 間等に設置される伝送装置

			等を除く。) に限る。)
	総合デジタル通信端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備(光信号伝送用の回線に限る。)により通信を伝送する機能(第一種指定市内交換局に設置される交換設備と一体で設置される伝送装置を用いて、主として六十四キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により、符号、音声その他の音響又は影像を統合して伝送するものであって、専ら利用者側の通信の着信の用に供される場合における機能に限る。)	第一種指定端末系伝送路設備(光信号伝送用の回線に限る。)(第一種指定市内交換局に設置される交換設備と一体で設置される伝送装置を含む。)
	その他端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のもの及び光信号伝送用の回線(加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。)を除く。)により通信を伝送する機能(総合デジタル通信端末回線伝送機能を除く。)	第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものを除く。)(加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を含む。)
二 端 末 系 交 換 機 能	加入者交換機能	第一種指定加入者交換機により通信の交換を行う機能(手動によるもの並びに本項の加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能を除く。)	第一種指定加入者交換機(第一種指定端末系伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。ただし、手動によるものを除く。)
	信号制御交換機能	第一種指定加入者交換機において特定の電気通信番号を識別し、信号用伝送路設備を介して伝送される信号により当該第一種指定加入者交換機を制御する機能	
	優先接続機能	電気通信事業者の電気通信設備を識別する電気通信番号を第一種指定加入者交換機に登録し、当該第一種指定加入者交換機により、加入者回線ごとにあらかじめ指定された電気通信事業者の電気通信設備に優先的に接続するために、その登録した電気通信番号を識別する機能	
	番号ポータビリティ機能	番号ポータビリティ(利用者が、当該利用者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更することができる)を実現するため、第一種指定加入者交換機において、第一種指定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号により、他の電気通信事業者が設置する交換等設備に直接収容された固定端末系伝送路設備(その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。)又は当該他の電気通信事業者が	

	設置する交換等設備を識別する機能	
加入者交換機専用トランクポート機能	特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する第一種指定中継系伝送路設備等を第一種指定加入者交換機に収容する装置において、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能	
加入者交換機共用トランクポート機能	第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等(特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送するものを除く。)を第一種指定加入者交換機に収容する装置において、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能	
三 折返し通信路設定機能	端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号により、第一種指定加入者交換機に収容されている特定の端末系伝送路設備を識別して、当該端末系伝送路設備への通信路の設定を行う機能	I インタフェース加入者モジュール又はこれに相当する設備
三の二 光信号電気信号変換機能	第一種指定市内交換局に設置される光信号電気信号変換装置により光信号と電気信号との変換を行う機能	光信号電気信号変換装置 (第一種指定市内交換局に設置されるものに限る。)
三の三 光信号分離機能	第一種指定市内交換局に設置される光信号分離装置により利用者の電気通信設備の側に光信号の分離を行う機能	光信号分離装置
三の四 加入者交換機接続伝送専用機能	第一種指定加入者交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される中継系伝送路設備(第一種指定加入者交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。)により当該他の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する機能(六の項の中継伝送専用機能を除く。)	第一種指定加入者交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される中継系伝送路設備(第一種指定加入者交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。)
四 市内伝送機能	第一種指定加入者交換機間の通信を伝送する機能	第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備(第一種指定中継系伝送路設備の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。)及び第一種指定中継交換機(第一種指定市内伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備又は信号用伝送装置との間に設置される伝送装置等を含む。ただし、手動によるも

			のを除く。)
五 中 継 系 交 換 機 能	中継交換機能	第一種指定中継交換機により通信の交換を行う機能(手動によるもの並びに本項の中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能を除く。)	第一種指定中継交換機（第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。ただし、手動によるものを除く。）
	中継交換機専用トランクポート機能	特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する第一種指定中継系伝送路設備等を第一種指定中継交換機に収容する装置において、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能	
	中継交換機共用トランクポート機能	第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等(特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送するものを除く。)を第一種指定中継交換機に収容する装置において、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能	
六 中 継 传 送 机 能	中継伝送共用機能	第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等(第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。)により通信を伝送する機能(特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する機能を除く。)	第一種指定中継系伝送路設備等であって、第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置されるもの（第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。）及び第一種指定加入者交換機又は第一種指定中継交換機との間に設置されるもの（第一種指定加入者交換機又は第一種指定中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置されるもの（第一種指定加入者交換機又は第一種指定中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。）
	中継伝送専用機能	第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等(第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。)により通信を伝送する機能と同等のもので、特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する機能	
	中継交換機接続伝送専用機能	第一種指定中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される中継系伝送路設備(第一種指定中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。)により当該他の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する機能(中継伝送専用機能を除く。)	
	一般光信号中継伝送機能	第一種指定中継系伝送路設備等(光信号伝送用の回線(第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等(波長分割多重装置を含む。)を除く。)に限る。)により通信を伝送する機能	第一種指定中継系伝送路設備等（光信号伝送用の回線（中継系伝送路設備の両端に対向して設置される伝送装置等（波長分割多重装置

			を含む。)を除く。)に限る。)
	特別光信号 中継伝送機 能	第一種指定中継系伝送路設備等(光信号伝 送用の回線(第一種指定中継系伝送路設備 等の両端に対向して設置される伝送装置 等を除き、波長分割多重装置を含む。)に 限る。)により通信を伝送する機能	第一種指定中継系伝送路設備等(光信号伝 送用の回線(中継系伝送路設備の両端 に対向して設置される伝送装置等を除き、波長分割 多重装置を含む。)に限る。)
六 の 二 ル ー テ イ ン グ 伝 送 機 能	一般収容ル ータ接続ル ーティング 伝送機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を一 般第一種指定収容ルータ(専らIP電話の 提供の用に供されるものを除く。)で接続 する場合における一般第一種指定ルータ 及び伝送路設備により通信の交換及び伝 送を行う機能(SIPサーバと連携して提 供するセッション制御の機能を除く。)	一般第一種指定ルータ及び 当該一般第一種指定ルータに係る伝送路設備又はS IPサーバ
	一般中継ル ータ接続ル ーティング 伝送機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を一 般第一種指定中継ルータ(専らIP電話の 提供の用に供されるものを除く。)で接続 する場合における一般第一種指定ルータ 及び伝送路設備により通信の交換及び伝 送を行う機能	
	特別収容ル ータ接続ル ーティング 伝送機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を特 別第一種指定収容ルータで接続する場合 における特別第一種指定ルータ及び伝送 路設備により通信の交換及び伝送を行 う機能	特別第一種指定ルータ及び 当該特別第一種指定ルータに係る伝送路設備並びにこ れと一体として設置される通信路の設定の機能を有す る電気通信設備(交換設備を除く。)
	特別中継ル ータ接続ル ーティング 伝送機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を特 別第一種指定中継ルータで接続する場合 における特別第一種指定ルータ及び伝送 路設備により通信の交換及び伝送を行 う機能	
	閑門交換機 接続ルーテ ィング伝送 機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を閑 門交換機で接続する場合における一般第 一種指定ルータ及び伝送路設備により通 信の交換及び伝送を行う機能	一般第一種指定ルータ及び 当該一般第一種指定ルータに係る伝送路設備、IP電 話を提供するためにパケット交換網と固定電話網との 間の接続制御を行うための装置及び符号等を変換する ための装置並びにSIPサーバ
六の三 イーサ ネットフレー ム伝送機能	イーサネットスイッチ及び伝送路設備に より通信路の設定及び伝送を行う機能	イーサネットスイッチ及び 当該イーサネットスイッチに係る伝送路設備	
七 通信路設定 伝送機能	通信路の設定の機能を有する電気通信設 備(交換設備を除く。)及び伝送路設備に より通信路の設定並びに伝送を行う機能 (手動によるもの及び第一種指定市内交 換局に設置される交換等設備と事業者が	通信路の設定の機能を有す る電気通信設備(交換設備 を除く。)(手動によるもの を除く。)及び当該交換等設 備に係る伝送路設備	

	第一種指定市内交換局以外の建物に設置するルータとの間の通信を行うものを除く。)	
七の二 データ伝送機能	セルリレー装置及び伝送路設備により通信路の設定及び伝送を行う機能	セルリレー装置及び当該セルリレー装置に係る伝送路設備
八 信号伝送機能	信号用伝送路設備及び信号用中継交換機により信号を伝送交換する機能	信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
九 呼関連データベース機能	呼関連データベースへの接続により番号変換又は認証等を行う機能	呼関連データベース
十 番号案内機能	電気通信番号の案内を行う機能	番号案内データベース及び番号案内装置
十一 手動交換機能	手動により通信の交換等を行う機能	第一種指定端末系交換等設備（手動によるものに限る。）及び第一種指定中継系交換等設備（手動によるものに限る。）
十二 公衆電話機能	公衆電話機から通信を発信し、又は公衆電話機に通信を着信させる機能	公衆電話機
十三 端末間伝送等機能	第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する端末間の伝送等に係る電気通信役務の提供に当たって一体的に用いられているものと同等の機能	第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する端末間の伝送等に係る電気通信役務の提供に当たって一体的に用いられている設備
十四 クロック提供機能	クロック提供装置によりクロック（電気通信設備間における電気通信信号の同期をとるための信号）を提供する機能	クロック提供装置

備考

- 一 表一の項の光信号端末回線伝送機能及び表六の項の一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能は、帯域が制限される場合におけるものと制限されない場合におけるものとで区分を行うものとする。
- 二 表二の項の加入者交換機能においては、次に掲げる機能を含むものとする。
 - イ 事業者が他の電気通信事業者の利用者料金を回収し、当該利用者料金から他の電気通信事業者が事業者に支払うべき接続料を相殺し精算している場合において、利用者料金と接続料とを分離して計算する機能
 - ロ 第一種指定加入者交換機と他の電気通信事業者の交換設備との間の伝送路設備を用いて伝送することが困難な場合に第一種指定中継交換機を経由して当該第一種指定加入者交換機と当該他の電気通信事業者の交換設備との間で伝送を行うことを可能とする機能
- 三 表六の項の機能（中継伝送共用機能を除く。）は、対象設備が事業者の建物内に設置される場合におけるものと建物外に設置される場合におけるものとで区分を行うものとする。

○平成13年総務省告示第243号

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第33条の2第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という）第23条の2第1項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備を次のように指定する。

次に掲げる電気通信設備であって、別表の左欄に掲げる単位指定区域において、同表の右欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの

- 一 固定端末系伝送路設備（加入者側終端装置、指定市内交換局に設置される主配線盤、加入者系半固定バス伝送装置、光信号用の屋内配線設備（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限る。）及び加入者線終端装置を含む。）
- 二 施行規則第二十三条の二第四項第一号の交換等設備（次に掲げるものについては、それぞれに掲げる条件に該当するものに限る。）
 - イ ルータ 他の電気通信事業者の電気通信設備への振り分け機能を有すること又は当該機能を有するルータと相互に対向すること
 - ロ デジタル加入者回線アクセス多重化装置（国際電気通信連合電気通信標準化部門勧告G.992.1 Annex C又はG.992.2 Annex Cに準拠する伝送方式によるものに限る。）又はデジタル加入者回線信号分離装置 接続を請求する電気通信事業者が同種の設備を設置することができない場所に設置されていること
- 三 電気通信事業法施行規則第二十三条の二第四項第二号の伝送路設備
- 四 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
- 五 S I Pサーバ
- 六 電気通信番号の案内に用いられる番号案内データベース、サービス制御局及びサービス制御統括局
- 七 P H Sの役務を提供する電気通信事業者との接続に用いるP H S加入者モジュール並びに端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局及びサービス制御統括局
- 八 公衆電話機及びこれに付随する設備
- 九 電気通信番号の案内又は手動による通信に用いられる交換機（第二項に掲げるものを除く。）、案内台装置、伝送路設備（第一項又は第三項に掲げるものを除く。）
- 十 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第一項、第三項、第六項又は前項に掲げるものを除く。）

別表

単位指定区域	電気通信事業者
北海道	東日本電信電話株式会社
青森県	東日本電信電話株式会社
岩手県	東日本電信電話株式会社
宮城県	東日本電信電話株式会社
秋田県	東日本電信電話株式会社
山形県	東日本電信電話株式会社
福島県	東日本電信電話株式会社
茨城県	東日本電信電話株式会社
栃木県	東日本電信電話株式会社
群馬県	東日本電信電話株式会社
埼玉県	東日本電信電話株式会社
千葉県	東日本電信電話株式会社
東京都	東日本電信電話株式会社
神奈川県の区域に静岡県熱海市泉の一部及び裾野市茶畠の一部の区域を併せた区域	東日本電信電話株式会社
新潟県	東日本電信電話株式会社
富山県の区域のうち中新川郡立山町芦嶋寺ブナ坂外の一部の区域を除く区域	西日本電信電話株式会社
石川県	西日本電信電話株式会社
福井県	西日本電信電話株式会社
山梨県	東日本電信電話株式会社
長野県の区域のうち木曽郡南木曽町（吾妻の一部及び田立に限る。）の区域を除く区域に富山県中新川郡立山町芦嶋寺ブナ坂外の一部の区域	東日本電信電話株式会社
岐阜県の区域に長野県木曽郡南木曾町（吾妻の一部及び田立に限る。）の区域を併せた区域	西日本電信電話株式会社
静岡県の区域のうち熱海市泉の一部及び裾野市茶畠の一部の区域を除く区域	西日本電信電話株式会社

愛知県	西日本電信電話株式会社
三重県	西日本電信電話株式会社
滋賀県	西日本電信電話株式会社
京都府	西日本電信電話株式会社
大阪府	西日本電信電話株式会社
兵庫県	西日本電信電話株式会社
奈良県	西日本電信電話株式会社
和歌山県	西日本電信電話株式会社
鳥取県	西日本電信電話株式会社
島根県	西日本電信電話株式会社
岡山県	西日本電信電話株式会社
広島県	西日本電信電話株式会社
山口県	西日本電信電話株式会社
徳島県	西日本電信電話株式会社
香川県	西日本電信電話株式会社
愛媛県	西日本電信電話株式会社
高知県	西日本電信電話株式会社
福岡県	西日本電信電話株式会社
佐賀県	西日本電信電話株式会社
長崎県	西日本電信電話株式会社
熊本県	西日本電信電話株式会社
大分県	西日本電信電話株式会社
宮崎県	西日本電信電話株式会社
鹿児島県	西日本電信電話株式会社
沖縄県	西日本電信電話株式会社

○平成14年総務省告示第72号

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第34条第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）第23条の9の2第1項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を次のように指定する。

別表に掲げる電気通信事業者が設置する第1項から第6項までに掲げる電気通信設備。

- 1 電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第23条の9の2第4項第1号の交換設備（ルータにあっては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。）
- 2 施行規則第23条の9の2第4項第1号口の交換設備相互間に設置される伝送路設備
- 3 施行規則第23条の9の2第4項第2号の伝送路設備
- 4 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
- 5 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
- 6 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第2項から前項までに掲げるものを除く。）

別表

- 1 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
- 2 KDDI株式会社
- 3 ソフトバンクモバイル株式会社
- 4 沖縄セルラー電話株式会社

○平成20年総務省告示第361号

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第30条第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の3第1項の規定に基づき、同法第30条第3項から第5項までの規定の適用を受ける第二種電気通信設備を設置する電気通信事業者を次のように指定する。

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

○ 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針
(2012年4月、総務省・公正取引委員会)

II 独占禁止法又は電気通信事業法上問題となる行為

【再掲】市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制（禁止行為）

2 電気通信事業法上問題となる行為

(1) 市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為は、電気通信事業法上の禁止行為に該当し、このような行為を行った場合は、行為の停止・変更命令が発動される（同法第30条第4項）ほか、当該命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

ア 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供（電気通信事業法第30条第3項第1号）

○ 他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た情報を、当該情報の本来の利用目的を超えて社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供するような行為（第1の3(2)エ①）。

イ 電気通信業務についての特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与（電気通信事業法第30条第3項第2号）
(例)

① 優先接続（マイライン）等における利用者登録作業についての不公平な取扱い（第1の3(2)エ②）。

② 自己の関係事業者のネットワークを利用した通話のみについての割引サービス等の設定（第3の3(1)イ(イ)①）。

③ 自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供（第3の3(2)イ）。

④ 自己の関係事業者と一体となった排他的な業務（電気通信役務の提供以外の業務（例：料金明細書への商品案内の同封、課金・認証等のプラットフォーム機能の管理・運営）については、当該業務が電気通信役務の提供と密接不可分に関係しており、その態様が合理的な理由なく差別的であることにより電気通信市場の公正な競争にただちに弊害を及ぼす場合に限る）（第3の3(4)イ(イ)①）。

⑤ 自己の関係事業者に対する料金等の提供条件についての有利な取扱い（第3の3(4)イ(イ)②）。

⑥ 特定の電気通信事業者のみに対して基本料請求代行を認めること（第3の3(4)イ③）。

⑦ 自己の関係事業者に対する卸電気通信役務の提供に関する有利な取扱い（第3の3(6)イ(イ)）。

⑧ ブラウザフォンサービスにおける不公平なポータルサービス利用条件の設定等（第3の3(1)イ(イ)③）。

（注5）上記において禁止される排他的な役務提供や業務は、例えば、市場支配的な電気通信事業者が行う事業提携において、提携の相手方に対し、特定の役務提供条件の設定や他の電気通信事業者との同様の提携を行うこと、又は行わないこと等を強要すること等、その市場支配力を濫用して行うものをいう。

ウ 他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規

律・干渉（電気通信事業法第30条第3項第3号）

（例）

- ① 他の電気通信事業者の提供する電気通信役務の内容等の制限（第3の3(1)イ(イ)②）。
- ② コンテンツプロバイダーに対する不当な規律・干渉（例えば、ポータルサイトへの掲載の可否や料金回収業務の提供可否といった提供条件を不合理な条件で一方的に設定すること等、市場支配的な電気通信事業者がその市場支配力を濫用して行うものをいう）（第4の3①～③）。
- ③ 電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉（例えば、端末設備の製造業者に対して特定機種の端末を合理的な理由なく他の電気通信事業者に提供させないこと、端末設備の販売業者に対して他の電気通信事業者の端末設備を合理的な理由なく取り扱わせないこと、端末設備の販売業者に対して社会通念を超える販売数量ノルマを課すこと等、市場支配的な電気通信事業者がその市場支配力を濫用して行うものをいう）（第5の3①～④）。

（2）市場支配的な電気通信事業者のうち第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が行う以下の行為は、電気通信事業法上の禁止行為に該当し、このような行為を行った場合は、行為の停止・変更命令が発動される（同法第31条第4項）ほか、当該命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

ア 第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置・保守、土地・建物等の利用又は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱う行為（電気通信事業法第31条第2項第1号）

（例）

- （ア） 接続に必要となる情報の提供に関する不公平な取扱い（第1の3(2)エ③）。
- （イ） 接続に必要な装置等の設置・保守工事、コロケーション、電柱・管路等の貸与に関する不公平な取扱い（第1の3(2)エ④）。

イ 電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ又は代理その他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱う行為（電気通信事業法第31条第2項第2号）

（例）

- 料金回収業務等に係る手数料の不公平な設定（第3の3(4)イ(イ)④）。

（3）第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が、当該業務に関して（1）、（2）に掲げる行為に相当する行為を行った場合には、当該電気通信事業者に対し、当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第31条第4項）ほか、当該命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

III 競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為

1 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する非対称規制

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対しては、Ⅱ【再掲】1(2)で述べた観点から、設備部門の設置その他の接続の業務に関して知り得た他の電気通信事業

者等に関する情報を適正に管理し、かつ、当該業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講すべき非対称規制が課されている（電気通信事業法第31条第5項）。

当該措置は、同条第6項に列挙された事項を含むものでなければならず、かつ、電気通信事業法施行規則第22条の7に列挙された要件を満たすものでなければならないところ、当該要件を満たすための具体的な行為として、例えば、以下に掲げる行為を探ることが望ましいものと考えられる。

(1) 設備部門の設置及び他の部門との間の隔離（同規則第22条の7第1号から第4号まで関係）

(例)

① 設備部門の業務に従事する者（注1）が当該業務の用に供する室と、その他の部門の業務に従事する者が当該業務の用に供する室とを、別フロアに配置する等により物理的に隔離すること。

（注1）設備部門の業務に従事する者の範囲は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の事業所等において接続の業務に関して他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を知り得る者すべてを対象とすることが適当である。

② 設備部門の業務の用に供する室に、他の部門の業務に従事する者が容易に入室することができないよう、適切な入室管理を行うこと。

(2) 厳格な情報遮断措置（同条第5号から第10号まで関係）

(例)

○ 接続関連情報（注2）の取扱いを適正なものとするために設備部門の業務に従事する者（当該業務に従事していた者を含む。）が遵守すべき規程において、次の事項を規定すること

- ・ 支店等（注3）の長が設備部門の業務に従事する者の職務と他の部門の業務に従事する者の職務を兼ねることとなる場合において、当該者の接続関連情報の取扱いを適正なものとするための事項
- ・ 設備部門と他の部門との間の人事異動に際して、接続関連情報の取扱いを適正なものとするための事項
- ・ 設備部門の業務に従事する者と他の部門の業務に従事する者の共有スペースその他設備部門の業務の用に供する室外において、接続関連情報の取扱いを適正なものとするための事項
- ・ 法令違反や本規程違反が発覚した場合の処理手順等に関する事項

（注2）電気通信事業法施行規則第22条の7第5号に規定する接続関連情報をいう。

（注3）同条第3号に規定する支店その他の事業所をいう。

(3) 実効的な監視の仕組み（同条第11号から第16号まで関係）

(例)

○ 監視部門を、電気通信事業法施行規則第22条の7第12号に掲げる設備部門との間で手続き等を実施することとなる部門からも独立した部門として設置すること

○ 1996年12月19日付電気通信審議会答申「接続の基本的ルールの在り方について」

1 アンバンドルについての考え方

アンバンドルとは、他事業者が特定事業者の網構成設備や機能のうち、必要なもののみを細分化して使用できるようにすることである。これは他事業者が多様な接続を実現するために必要なものであることから、基本的には他事業者の要望に基づいて行われるべきである。また、競争の促進及び相互接続の推進の観点から、積極的にこれを推進すべきである。

このため、特定事業者は、他事業者が要望する網構成設備及び機能について、技術的に可能な場合にはアンバンドルして提供しなければならないこととする。これにより、技術やサービスの進展に対応して、他事業者の要望に応じて、多様なアンバンドルが進んでいくことになると考えられる。

なお、特定事業者が技術的に実現不可能であることを一定期間内に示せない場合には、技術的に可能とみなすことが適当である。

○ 2008年3月27日付情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」

第3章 次世代ネットワークに係る設備・機能の細分化（アンバンドル）

1. 検討上の留意点

NGNのアンバンドルを検討するに際しても、1996年答申で示されたアンバンドルの基本的な考え方は踏襲すべきであると考えられる。すなわち、アンバンドルとは、他事業者による多様な接続形態を実現するためのものであり、相互接続や競争の促進に資するものであることから、他事業者の要望があり、技術的に可能な場合には、アンバンドルして提供しなければならないという考え方は踏襲すべきである。ただし、アンバンドルが技術的に可能であっても、オペレーションシステム等の改修に多大なコストを要する場合もあることから、他事業者の具体的な要望を踏まえつつも、NTT東西に過度の経済的負担を与えることとならないように留意することも必要である。

また、NGNの固有の事情を考慮することも当然必要となる。具体的には、NGNは、1) 通信事業者が構築する統合管理型のIP網であること、2) 既存の地域IP網やひかり電話網等がマイグレーションしていくネットワークであること、3) 現時点では、未だ稼働しておらず具体的なサービス提供形態・接続形態が必ずしも明確ではない点もあること、に留意することが必要である。

一点目については、旧来のPSTNでは、一の機能が複数の設備の積み上げ等で実現されていたのに対して、IP網では、一の設備がソフトウェア制御などによって複数の機能を持ち得るなど従来とは異なる機能付与の在り方が可能となる。したがって、PSTNとは異なり、一の設備を複数の機能にアンバンドルするなど、設備面だけでなく、機能面に着目したアンバンドルの検討が必要になると考えられる。

二点目については、NGNでは、既存の地域IP網やひかり電話網等で提供されていたと同様のフレッツサービスやIP電話サービス等が提供される予定であるが、これら既存サービスと同様のサービスについては、その具体的なサービス提供形態や接続ニーズ等を把握しやすいため、そのアンバンドルは比較的容易に検討可能であり、その検討の際には、サービスの継続提供を可能とするように配意することが必要になると考えられる。ただし、NGNにおいても、PSTNでアンバンドルされていた機能と同様の機能をすべてアンバンドルすることの適否については、一点目で述べたPSTNとIP網との間の構造上の相違や技術的な実現可能性等を踏まえ、他事業者からの具体的な要望に応じて検討をすることが適當である。

三点目については、NGNの技術や機能は、今後どのように変化・発展するかが現時点では明確に予測できないこと、またNGNで新たに可能となるサービスは、そのサービス提供形態や接続ニーズ等が必ずしも明確ではないこと、特に、今後追加が想定される上位レイヤー系の機能について、現時点でアンバンドルの要否を検討することは困難と考えられることから、現行制度上アンバンドルされている33機能も、制度創設時の11機能から段階的に追加されてきた経緯を踏まえ、サービス開始当初のアンバンドルは必要最小限のものとし、今後のサービス展開の自由度を確保するように配意することも必要と考えられる。

○ 2011年12月20日付情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方について」

第Ⅱ編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

第2章 NGNのオープン化によるサービス競争の促進

5 NGNの段階的発展に対応したアンバンドルの考え方

アンバンドルは、他事業者が多様な接続を実現するためのものであり、アンバンドル以前、すなわち他の設備・機能とバンドルされていた時よりも接続料は低減することとなり、それが利用者料金の低減や多様なサービス提供に繋がれば、電気通信市場における競争促進にも資することから、積極的に推進すべきものとされている。

この観点から、PSTN等については、必要な機能のアンバンドルを行い、競争ルールを適時適切に整備してきたところである。

他方、NGNの構築・普及期には、具体的な提供形態やニーズが把握しやすい既存の機能（例：IP電話サービスに係る機能）をアンバンドルする一方、具体的提供形態が明確ではなかったNGN固有の機能についてはサービス開始段階ではアンバンドルの必要性はないと判断した経緯がある。

しかし、その後3年が経過し、NGNは既存の光提供エリア全域をカバーし「発展期」に移行しているが、新たな機能のアンバンドルは行われていない。この背景には、競争事業者から様々な利用ニーズは示されたものの、現在のアンバンドルの考え方（①「具体的な要望があること」、②「技術的に可能であること」、③「過度な経済的負担がないことに留意」）に照らし、アンバンドルするとの判断にまで至らなかつた事例が複数存在している。

このような状況に鑑み、創意工夫で新たなサービスを生み出すことが期待されているNGNの特性や、PSTNからのマイグレーションの動向も踏まえ、NGNにおける公正競争環境を整

備し、ブロードバンドの普及促進を図る観点から、今後必要となる機能の取扱いに関し、技術的可能性、経済的負担といった点も踏まえながら、NGN の段階的発展に対応したアンバンドルの考え方を以下のとおり整理することが適切である。

なお、マイグレーションの進展に適切に対応し、競争環境を一層整備する観点から、このような整理に加え、その他にも考慮すべき適切な要素があれば時宜に応じた追加・見直しを行っていくことが望ましい。

① 具体的な要望があること

「具体的な要望があること」を基本としつつも、「オープン化が可能なインターフェースはまずオープン化を行うべき」との主張もなされていることに鑑み、以下に該当する各機能に関し、具体的な要望の有無との関連を見直すことが適当である。

- PSTN（及びアクセス回線）においてアンバンドルされている機能で、NGNへのマイグレーション後も NTT において提供予定のユーザサービスを実現するために必要と認められる機能
- PSTN においてアンバンドルされている機能は、競争環境の異なる NGN において必ずしもその全てを実現すべきとまでいえないものの、NGN へのマイグレーションに伴い PSTN で実現していた公正競争環境が著しく損なわれる場合に、事業者及び利用者の積極的な移行を促進するため、マイグレーション期間中、こうした競争環境の変化を NGN において真に補完する必要があると認められる機能
- PSTN において実装されていない機能ではあるが、事業者の創意工夫を阻害しないことに留意しつつも、オープン化されることで NGN の利活用やブロードバンドの普及促進につながると認められる機能

他方、NTT 東西からは、「具体的な要望もない中で、様々な事業者の要望を当社が想定し開発を行ったとしても、実際には利用されることのない機能まで開発を行うことになりかねず、徒に開発コストが嵩むこととなる」との主張がなされていることも踏まえ、上記機能がアンバンドルされた場合の「利用ニーズ」という意味での「具体的な要望」は競争事業者から示されることが適当である。

② 技術的に可能であること

この点については、平成 8 年答申において、「実現不可能であることを一定期間内に示せない場合には、技術的に可能とみなす」と整理されていたことや、電気通信分野における技術革新のスピードも踏まえ、技術的に不可能でない限り、技術的に実現可能な範囲の機能を特定した上で、必要なアンバンドルを行うと整理することが適当である。

なお、現時点では技術的に可能でない場合であっても、その後の段階的な設備更改を経て対応可能となることがあるという点も留意することが必要である。

③ 過度に経済的な負担がないことに留意

この考え方は、NGN の構築期における競争ルールを整理した NGN 答申において追加的に示されたものであり、新たな機能のアンバンドルを実現することが技術的に可能であっても、

オペレーションシステム等の改修に多大な追加的コストを要する場合もあるとして、NTT 東西にとっての過度な経済的負担を念頭に置いたものである。

他方、アンバンドルされた機能に係るコストは接続料という形でその機能を利用する事業者から回収されることとなる点に着目すると、接続事業者にも影響が及ぶものであることに留意する必要があると考えられる。

こうした理解にたった上で、以下の例に照らせば、新たな機能のアンバンドルを行ったとしても、NTT 東西が追加的コストについて当該機能を利用する接続事業者から適切に回収できる場合には、「過度な経済的な負担」に当たるとは必ずしもいえないと整理することが適当である。

(例) 2011 年度からの加入光ファイバ接続料は、3 年間の将来原価を設定することで投資コストを回収すると整理するとともに、将来の需要予測の不明確性から、実績コストと実績収入の差分(乖離額)を後年度に調整することを特例的に認めた経緯がある。

また、以下の例に照らせば、システム改修等の追加的コストが高額であっても、順次改修等を行い、接続料原価に算入していく場合は、公正な競争環境に照らし、「過度な経済的負担」に当たるとは必ずしもいえないと整理することが適当である。

(例) NGN のサービス提供エリアが段階的に拡大されたことに対応し、接続約款の認可にあたり、アンバンドルされた機能についても段階的に提供エリアを拡大することを実行上認めている。

なお、上記考え方に基づき必要な機能を適切にアンバンドルしたとしても、オペレーションシステムや網改修のコストが高騰した結果、接続料が相当程度の水準となる場合、接続事業者にとってはアンバンドルされた当該機能の利用が現実的とはいえず、十分な競争環境が整備されたとはいえない結果が生じうる場合がある。

この点、上述のアンバンドルの目的・効果（「他事業者が多様な接続を実現するためのものであり、アンバンドル以前、すなわち他の設備・機能とバンドルされていた時よりも接続料は低減することとなり、それが利用者料金の低減や多様なサービス提供に繋がれば、電気通信市場における競争促進にも資する」）に留意しつつ、NGN のオープン化を進めることが適当である。